

令和4年度 第1回 宗像市文化財保存活用地域計画協議会

期日：令和5年3月2日（木）
時間：15時15分から
会場：海の道むなかた館 講義室

次 第

1. 開会あいさつ

2. 委員あいさつ

3. 会長・副会長の選任

4. 議事の作成方法について

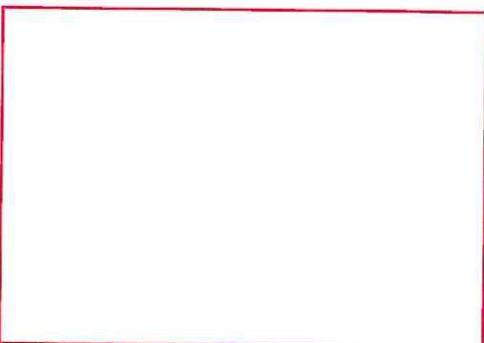
5. 議事

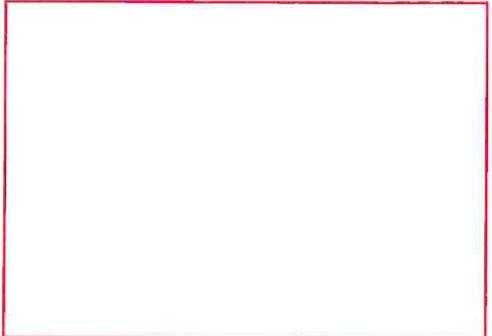
1) 文化財保存活用地域計画の認定について（資料1、2）

2) 進捗管理について（資料3、当日資料）

6. その他

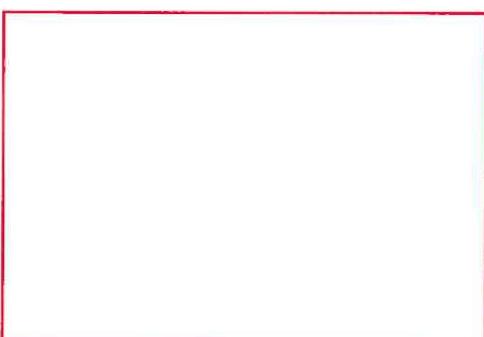
7. 閉会あいさつ

基本方針 1	関わる人々の連携・協働・協力に関する取組
<p>文化財部局だけでなく、関連機関・部局・市民・専門家などが交互に関わり合いながら、それぞれの立場を活かし、役割を明確にしながら歴史文化遺産の保存と活用に取り組む。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> ■重点的な取組</p>	
<p><input type="checkbox"/> □地域との協働</p>	
<p>取組（状況を示す写真や資料等）</p> <p>121頁記載の事項について、実施や進捗状況について、写真等を用いながら記載する。</p> <p>記載に際しては、回数、件数などの情報も記載する。</p> 	
<p>自己評価（課題、対応方針等）</p> <p>実施にあたって、上手くいった点や課題等を記載し、次年度以降の取組の方法や手段に反映させる。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> ■日常的な取組</p>	
<p><input type="checkbox"/> □文化財専門職員のマネジメント能力の向上</p>	
<p>取組（状況を示す写真や資料等）</p> 	
<p>自己評価（課題、対応方針等）</p>	

□行政内部における関係部局との連携
取組（状況を示す写真や資料等）

自己評価（課題、対応方針等）

以降、同様に方針2 調査研究の推進、方針3 伝え共有する、方針4 次世代への確実な継承の基本方針ごとに方針別シートを作成する。

効果シート

項目	
定性的・定量的に評価できる指標を用いる。（例：住民意識等）	
内容（状況を示す写真や資料等）	グラフ等を用い、状況や推移等について記載する。 
自己評価（課題、対応方針等）	状況や推移等の分析を行い、課題や対応方針を記載する。 

コメントシート

文化財保存活用計画協議会等におけるコメント

文化財保存活用地域計画協議会、文化財保護審議会の意見を記載。

□宗像市文化財保存活用地域計画協議会（令和〇年〇月〇日開催）

□宗像市文化財保護審議会（令和〇年〇月〇日開催）

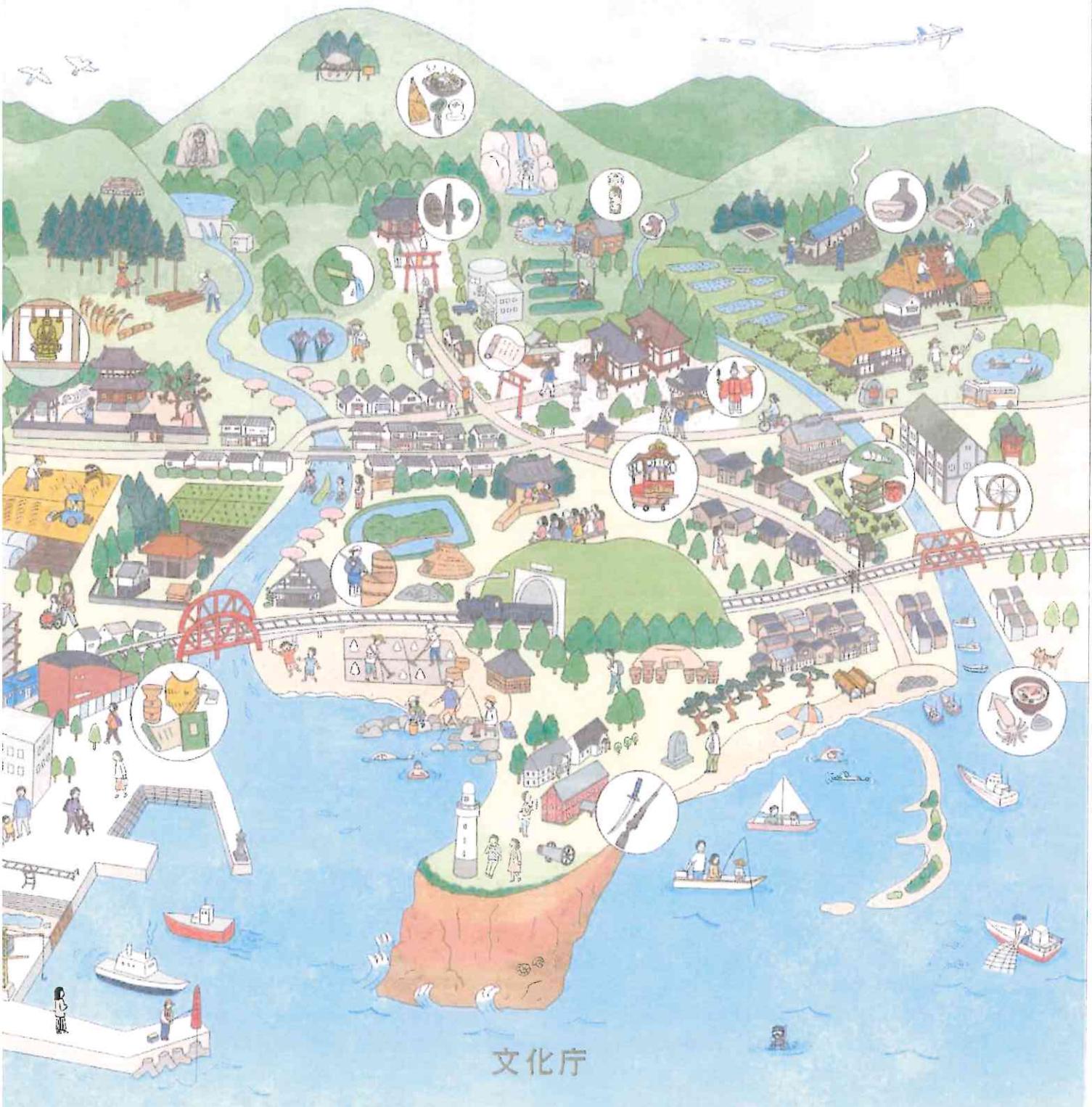
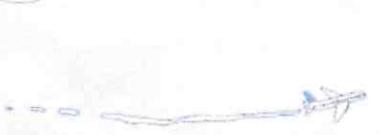
今後の対応

コメントを受け、事務局側の対応方針について記載。

地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

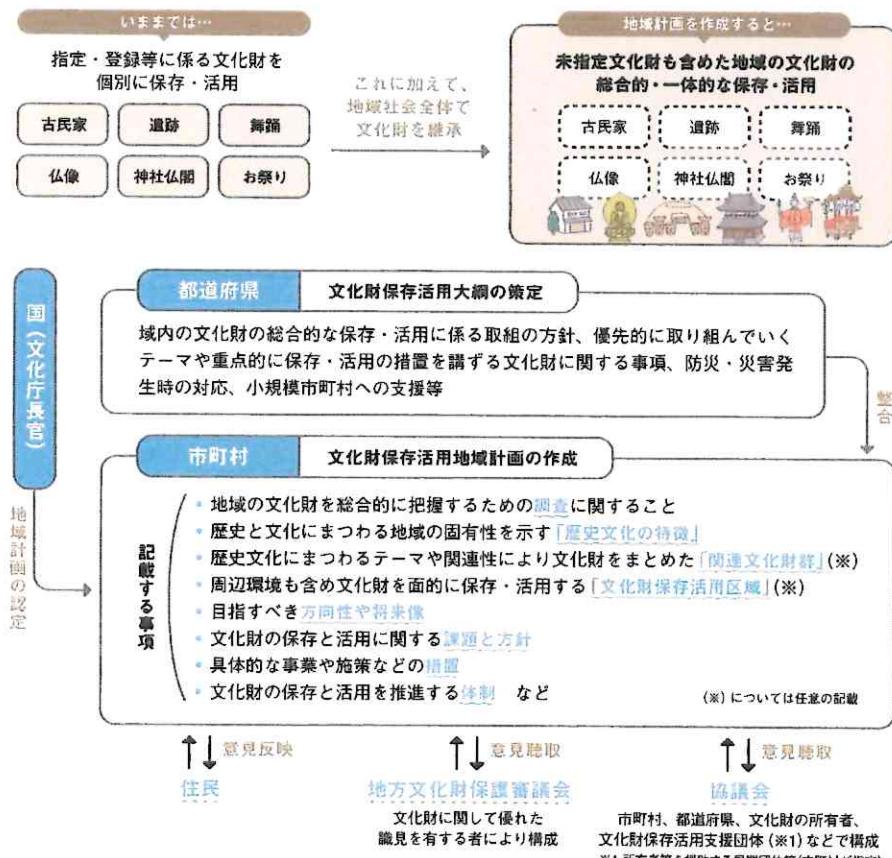
—歴史文化で魅力ある地域へ—



01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・府内関係部局などが地域縦がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。

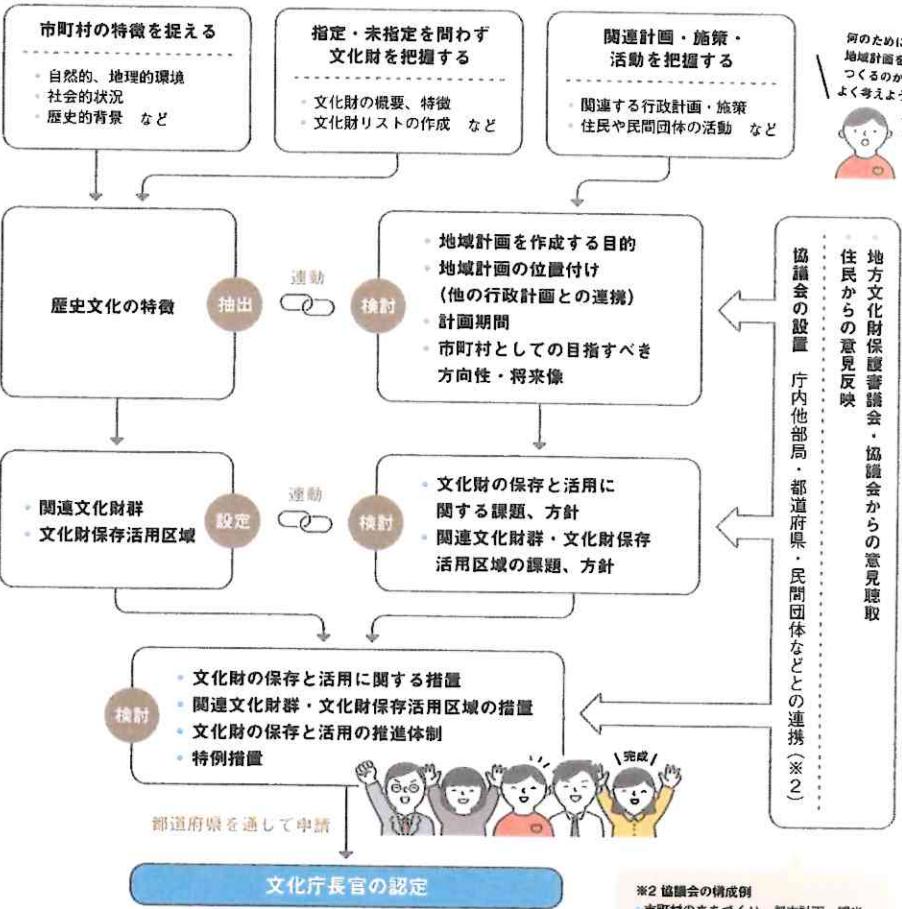


認定市町村が図した地域計画作成のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
 - ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - ⑤ 住民・関係団体・庁内各課、他地域などとの連携強化

 - ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び窓口を越えた文化的所産の把握
 - ⑦ 間連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です

- ① 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
 - ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
 - ③ 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該大綱に照らし適切なものであること

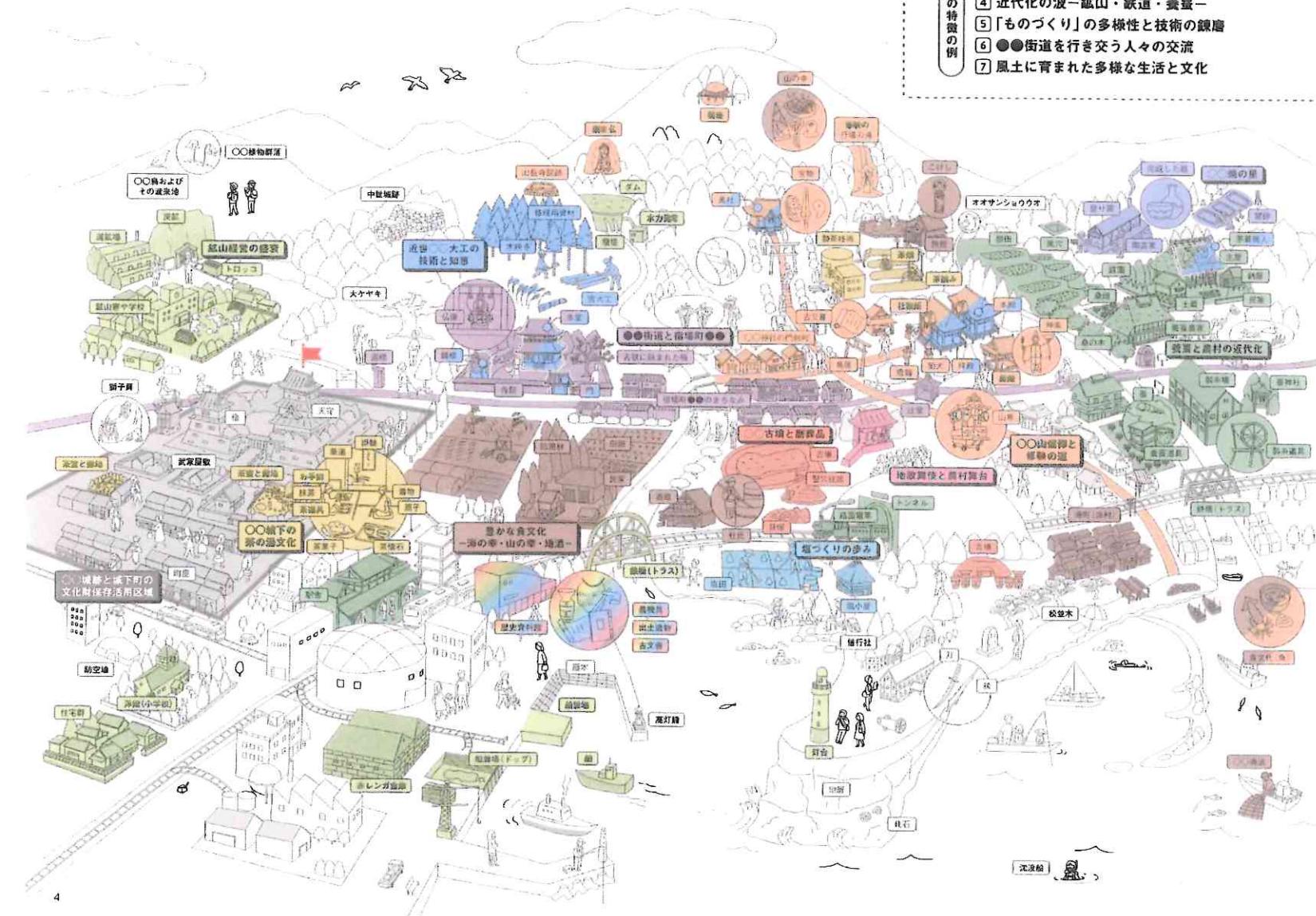
移定を要けた場合の特例措置

- ・国の文化財登録原簿への登録の提案
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
 - ・町村への一部事務の権限移譲
認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

－歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方－

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- ① ○○国の繁栄
 - ② ●●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - ③ ●●●藩により形成された地図の骨格と文化
 - ④ 近代化の波－鉢山・鉄道・養蚕－
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - ⑥ ●●●街道を行き交う人々の交流
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化

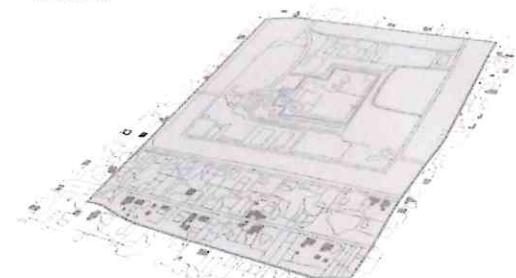
関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性・テーマ・ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- ① ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - ④ 近代化の波ー鉱山・鉄道・養蚕ー
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の疎廣
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化ー酒の肴・山の肴・坤酒一

文化財保存活用区域とは

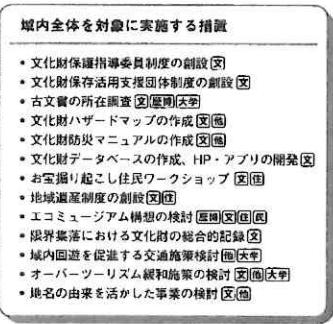
文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待される。



[例] ○○城跡と城下町の
文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてることが必要です。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。



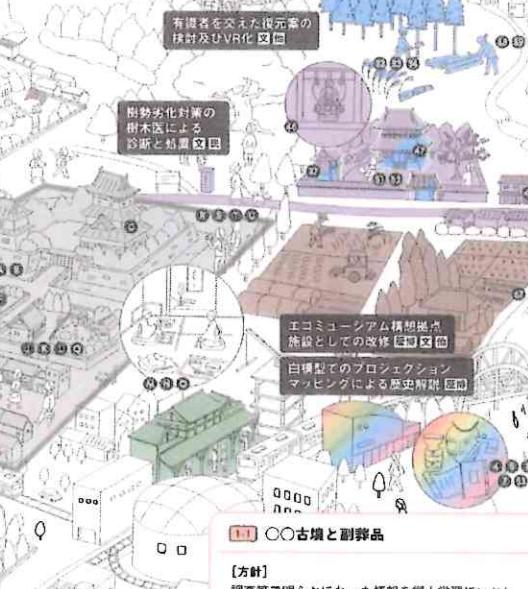
●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

- ①城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをいかして観光の促進につなげる。
【措置】
- ②石垣の整備^国
- ③馬場の整備^国
- ④天守閣資料館の展示更新^国
- ⑤歴史的建造物の調査と修理助成^国
- ⑥町家の分譲型ホテルへの改修^国
- ⑦土蔵をカフェに改修^国
- ⑧景観規制^国
- ⑨無電柱化と道路美化化、歩道整備^国
- ⑩屋外広告物規制^国
- ⑪トイレ洋式化事業^国
- ⑫○○家の歴史資料の整理と調査^国
- ⑬薪付け教室の開催^国
- ⑭伝統料理教室の開催^国
- ⑮茶事の開催^国
- ⑯獅子舞の記録作成^国
- ⑰城下町の武家文化体験（リビングヒストリー）^国
- ⑱サインの多言語化^国
- ⑲DMOと連携した散策マップの作成^国
- ⑳著名人によるSNSでの魅力発信^国
- ㉑ボランティアガイドの育成^国

3

○○近世○○大工の技術と知恵

- 【方針】**
近世○○大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすめる。
【措置】
- ①文化財を保存するために必要な技術・材料の調査^国
 - ②大径材確保のための植樹^国
 - ③増皮採取林の保全^国
 - ④伝統木工技術の後継者育成^国
 - ⑤大工の技術体験イベント^国
 - ⑥○○寺鐘楼の解体修理^国
 - ⑦大工道具製作技術保持者への支援^国
 - ⑧伝統技術保持者への頭影制度^国
 - ⑨左官壁と瓦の振興^国



○○古墳と副葬品

- 【方針】**
調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土を醸す。
【措置】
- ①ドローン・VRによる古墳解説映像の作成^国
 - ②文化財読本の作成^国
 - ③学生を対象とした発根体験^国
 - ④3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成^国
 - ⑤住民ガイドの育成^国
 - ⑥調査成果のアーカイブ化^国
 - ⑦専門職による出土物検査^国

1

*措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の括弧は一例です。



○○山信仰と修驗の道

- 【方針】**
過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。
【措置】
- ①○○神社社殿の屋根修理・防災設備の設置^国
 - ②○○古文書の調査^国
 - ③○○古文書の調査^国
 - ④○○神社社殿の修理及び高精細レプリカ作成^国
 - ⑤○○収蔵庫の改修^国
 - ⑥境内古本木（ユニークベニュー）の間伐^国
 - ⑦舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）^国
 - ⑧山車の修理^国
 - ⑨行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成^国
 - ⑩修驗道ルートの確認と歴史路整備^国
 - ⑪修驗道ルートのサイン整備^国
 - ⑫参詣スタンプアプリの開発^国
 - ⑬春と秋の文化財の特別公開^国
 - ⑭古文書を根拠に食文化の復元^国

2

○○養蚕と農村の近代化

- 【方針】**
地域おこし協力隊と住民が連携し、蚕糸の近代化に伴い陸盛した農村の魅力をいかして、貢献を創出する。
【措置】
- ①○○家住宅庭園の整備^国
 - ②△△家住宅の農地への改修^国
 - ③畠地のライトアップ^国
 - ④風穴のサイン整備^国
 - ⑤ボランティアによる桑畠の清掃等^国
 - ⑥△△家住宅で地元おこし協力隊による郷土料理レストラン解説^国
 - ⑦蚕糸資料館の整備^国
 - ⑧ガイド結石・インフォメーションセンター整備^国
 - ⑨△△糸紡ぎ体験^国

1

- 【方針】**
住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。
【措置】

- ①○○街道の美化化・サイクリングの整備^国
- ②PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営^国
- ③○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修^国
- ④○○家住宅でのブルーリー・カフェ^国
- ⑤レンタサイクルの整備^国
- ⑥仏像の詳細調査と修理^国
- ⑦寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）^国
- ⑧まちなみをいかしたナートフェスティバルの開催^国
- ⑨特産品をいかした土産物の開発と販売^国
- ⑩石碑の修復^国
- ⑪解説板の多言語化^国
- ⑫ボランティアガイドの育成^国
- ⑬歴史講座の開催・読本の作成^国

豊かな食文化 —海の幸・山の幸・地酒—

- 【方針】**
地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。
【措置】
- ①フェノロジーカレンダーの作成^国
 - ②温泉街を巡るコースの造成・モニターサーの実旅^国
 - ③郷土食・名物の調査^国
 - ④漁村レストランの開設^国
 - ⑤漁労習俗に関する記録作成^国
 - ⑥酒づくりに関するパンフレットの作成^国
 - ⑦酒蔵の公開・レストランの出店^国
 - ⑧旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発^国
 - ⑨田園オーナー制度による米づくり^国

7

宗像市文化財保存活用地域計画 ~みんなで取り組み未来(あす)へつなぐ~

計画期間：令和3～12年度

認定日：令和3年7月16日

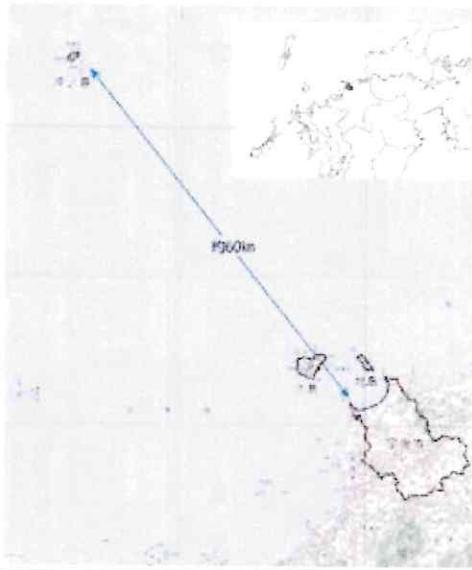
▼計画作成の背景と目的

宗像市は福岡県の北部、福岡市と北九州市の中間に位置し、豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化の息づくまちである。

宗像市は多様な歴史的背景のもと独自の歴史文化を形成してきた。その中から生まれた多種多様な歴史文化遺産は、今も数多く受け継がれ市民にとって誇りとなっている。

しかし、近年、少子高齢化や地域コミュニティ活動の衰退などにより歴史文化遺産を取り巻く周辺環境は大きく変化し、担い手の減少などによって地域の歴史文化遺産の継承が困難になり、その価値が認識されないまま失われつつあるという課題を抱えている。

地域計画は、歴史文化遺産を次世代に確実に継承する取組みを関わる人々との連携によって進め、さらにこれらを地域活性化や地域課題の解決などに活かすために作成するものである。



▼歴史文化の特徴※2

豊かな自然と連綿と続く人々の営み

九州本島と離島からなる宗像市には、玄界灘の澄んだ海、緑豊かで季節の移ろいを感じさせる四塚連山の山々、命の源である釣川など豊かな自然がある。

人々は長い歴史の中で、自然の恩恵を受け利用し連綿と生活を営んできた。

海と陸の道

沿岸部にある宗像市は、古来より海を介した交流が盛んだった。また、陸では官道が通り、近世には唐津街道が整備され宿場町がつくられた。宗像市にはこれらを介し多くの「ひと」「もの」が往来し形成された歴史文化がある。

受け継がれる信仰

宗像市では、様々な場所で昔の記憶を今に伝える信仰や祭が受け継がれている。世界遺産の顕著な普遍的価値のひとつである宗像三女神信仰は、宗像市にある様々な信仰の象徴で、沖ノ島に宿る神への信仰にはじまり、約1,600年間守り伝えられてきた。

郷土の偉人

宗像市は産業や教育など地域の発展に貢献した数多くの人物を輩出してきた。各地残る顕彰碑や現在も続く顕彰活動からは、「宗像のために」と尽くした先人の偉業を讃え、その精神を受け継ごうとする人々の思いが伝わる。

▼宗像市の歴史文化遺産※1



令和3年3月31日現在
指定文化財の数: 77件
未指定の歴史文化遺産: 9,522件

▼推進体制

行政 : 【宗像市】 危機管理課・秘書政策課
経営企画課・環境課
コミュニティ協働推進課
健康課・都市計画課
商工観光課・農業振興課
水産振興課

【教育委員会】教育政策課・図書課・世界遺産課
附属機関 : 宗像市文化財保護審議会

宗像市史跡保存整備審議会
宗像市文化財保存活用地域計画協議会
宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 ほか

地域 : 所有者・市民活動団体・高校・大学 など

※1 歴史文化遺産 次世代に継承すべき歴史・社会・自然を反映した「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」

※2 歴史文化 互いに関係性のある「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」の歴史文化遺産と様々な要素が一体となったもの

7つの関連歴史文化遺産群※3

宗像市の歴史文化

豊かな自然と連綿と続く人々の営み

海と陸の道

受け継がれる信仰

郷土の偉人

関連歴史文化遺産群1

関連歴史文化遺産群2

関連歴史文化遺産群3

関連歴史文化遺産群4

関連歴史文化遺産群5

関連歴史文化遺産群6

関連歴史文化遺産群7

むなかたのシンボル「釣川」と人々の営み
「四塚」



海の道



陸の道



宗像一族の栄華



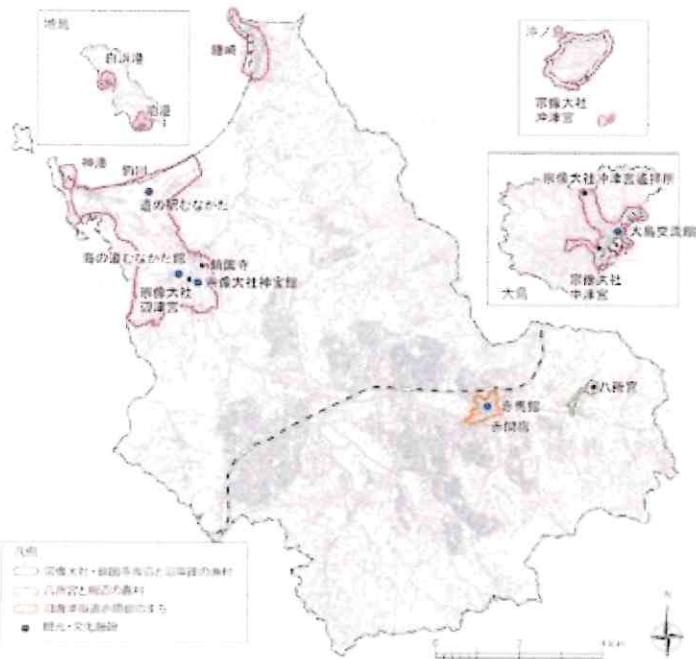
むなかたの
信仰と祈り



むなかた人物伝



3つの歴史文化遺産保存活用区域※4



宗像大社・鎮国寺周辺と沿岸部の漁村

本市のシンボルである宗像大社・鎮国寺と、その信仰を支えた沿岸部や離島の浦々を含めた範囲。寺社などの歴史的建造物が残り、海の守護神・宗像三女神への信仰など、海に生きる人々の日々の祈りや祭が現在も続いている。



八所宮と周辺の農村

吉留地区の八所宮と300年以上続く御神幸祭の経路を含む範囲。八所宮境内には江戸中期の本殿・拝殿などの歴史的建造物とそれらを囲む社叢がよく守られている。御神幸祭の経路周辺には素朴な農村風景が広がり、今も続く酒蔵の茅葺き建物が残る。



旧唐津街道赤間宿のまち

江戸時代、唐津街道沿いの宿場町である赤間地区的赤間宿跡と赤間祇園祭の経路を含めた範囲。宿場跡には歴史を感じさせる町屋が立ち並び、酒造りなどの伝統的生業や400年以上の歴史を持つ赤間祇園祭などが続けられている。



※3 関連歴史文化遺産群

歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーなどに沿って歴史文化遺産を一定のまとまりとして捉えたもの

※4 歴史文化遺産保存活用区域

歴史文化遺産が特定の場所に集中している場合、その周辺環境を含め歴史文化遺産を核として文化的な空間を創出するための計画区域

△ 目指す将来像

歴史文化遺産を過去から現在へつなぎ歴史文化を継ぎ育む調和のとれたまち

△ 将来像実現に向けての視点

人がつながる

価値や魅力の再発見

過去と現在をつなぐ

未来へつなぐ

△ 将来像の実現に向けた課題

「人がつながる」に関する課題

- ・情報共有や連携不足
- ・保存と活用の体制が未整備

「価値や魅力の再発見」に関する課題

- ・調査研究が不十分な分野がある
- ・過去の調査研究の把握・整理が不十分

「過去と現在をつなぐ」に関する課題

- ・魅力や価値を充分伝えきれていない
- ・魅力・効果的な見せ方・伝え方が不十分
- ・歴史文化遺産を公開する整備が不十分

「未来へつなぐ」に関する課題

- ・資金・人材不足で保存が困難
- ・防火防犯の体制や施設の未整備
- ・収蔵施設老朽化、収蔵空間限界

△ 歴史文化遺産の保存・活用の方針

「関わる人々の連携・協働・協力」

- ・専門職のマネジメント能力向上
- ・関係部局との連携
- ・地域との協働
- ・専門家との協力関係

「調査研究の推進」

- ・幅広い分野の調査研究の推進
- ・調査研究資料の収集・整理

「伝え共有する」

- ・多様なニーズや個々への理解への配慮
- ・観光振興や地域活性化の視点で活用
- ・保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開など

「次世代への確実な継承」

- ・文化財指定等による保護
- ・未指定歴史文化遺産の保護検討
- ・人材育成
- ・防犯・防災の取組強化など

△ 歴史文化遺産の保存・活用に関する重点措置

地域との協働

- 指定等文化財所有者連絡協議会（仮称）の設立
[防犯防災など保存と活用の情報共有・一斉公開・連携活用イベントなど]
- 歴史文化遺産保存活用団体連絡協議会（仮称）の設立
[活動に関する情報交換・連携活用イベント・協働による調査研究など]
- 歴史文化遺産保護指導委員の設置 [歴史文化遺産の巡回]



- 取組主体:行政・所有者・地域
■計画期間: R 3 ~12年度

「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」総合調査

調査研究が不十分な分野の総合調査を実施、リストを充実させ、指定文化財候補や市登録制度創設時の参考にし、災害発生時はリストに基づき状況把握する。

- 悉皆調査
- 聞き取り調査
- 歴史文化遺産リストの更新
- 関連歴史文化遺産の設定など



- 取組主体:行政・所有者・地域
■計画期間: R 3 ~12年度

歴史文化遺産を知り学ぶ機会の創出 学校教育での歴史文化遺産学習の推進

戦略的な情報発信

宗像市の歴史を理解し、歴史文化遺産の保存意識の向上を図るとともに、世界遺産や多様な歴史文化遺産を学ぶ機会を創出し、地域への誇りや愛着を持つ心を養う。また、各媒体の利点を活かし、効果的な情報発信を実施する。

- むなかた電子博物館の充実
- ふるさと学習（世界遺産学習）の実施
- SNSの活用など



- 取組主体:行政
■計画期間: R 6 ~12年度

市民遺産（むなかた遺産 (仮称)）制度の検討 及び 財政支援の検討

未指定等の歴史文化遺産を保護するため、市民遺産制度や市登録制度を創設、公的財政支援や民間資本の活用を検討する。



MUNAKATA
HERITAGE

- 取組主体:行政・所有者・地域
■計画期間: R 6 ~12年度

歴史文化遺産保存活用区域 「宗像大社・鎮国寺周辺と沿岸部の漁村」

□ 景観など周辺環境の保全

歴史文化の特徴「豊かな自然と連綿と続く人の営み」「信仰の継承」が感じられる魅力的な空間を創出するため、景観などの周辺環境の保全に関する事業を実施。

【措置】

- 無電柱化
- 景観阻害要因の修景・除却
- 道路美装化

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
 - 道路附属物の修景
 - 便益施設等の整備
 - など

□ 「ばしょ」の保存と活用

生活空間である漁村、信仰空間である神社・寺院境内を次世代に継承するため、価値や魅力を高めるための調査研究や、伝え共有するための整備、観光振興や地域活性化などに資する事業を実施。

【措置】

- 祭祀遺跡の調査研究
- 境内（社叢）整備・維持管理
- 解説版設置

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
 - ユニークベニュー
 - 漁村や社寺における滞在型体験事業
 - など

□ 「もの」の保存と活用

構成歴史文化遺産である神社・寺院建造物や漁具・祭礼具などの調査研究を行い価値や魅力を高め、次世代に確実に継承するため、文化財指定等・防災・防犯設備整備・修理・修復などに取り組む。

【措置】

- 社寺建造物の専門調査
- 指定等建造物の修理・修復
- 指定等建造物の防災防犯設備整備
- 国文化財登録原簿への登録
- 整備公開・維持管理

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
 - 漁具の調査研究
 - 祭礼具の調査研究
 - 宗像大社文書の調査研究
 - 沖ノ島祭祀遺跡出土品の保存修理
 - など

□ 「こと」「ひと」の保存と活用

構成歴史文化遺産である宗像三女神信仰や宗像大社みあれ祭などの年中行事など、海の暮らしに関する調査研究を行い価値や魅力を高め、次世代に確実に継承するため、担い手や後継者育成などに取り組む。

【措置】

- 海の暮らしに関する調査研究
- 写真・映像撮影

- 行政・所有者・地域 ■ R3～12年度
 - 聞き取り調査
 - 担い手・後継者の育成
 - など

主な構成歴史文化遺産

ばしょ

自然・地理



玄界灘



島



漁村



宗像大社



など

もの

建造物



宗像神社本殿・拝殿



鎮國寺本堂



沖ノ島祭祀遺跡出土品



『日本書紀』



など

こと

衣食住



のうさば（郷土料理）



漁業



宗像大社みあれ祭



宗像三女神信仰



など

ひと



祭を支える人々



保存と活用に関わる人々

1. 文化財保存活用地域計画協議会について

■文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する方針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）

□地域計画の作成・変更及び変更の実施に当たっては、多様な関係者が参画した協議会において検討が行われることが望ましい。

□協議会の構成員は、市町村、都道府県、支援団体が基本的な構成員であり、このほか必要に応じて、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光団体その他の市町村が認めるものを構成員とすることができる。（文化財保護法第 183 条の 9）

■宗像市附属機関設置条例（平成 15 年 4 月 1 日 条例第 21 号）

□文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。

□文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。

2. 進捗管理について

■文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する方針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）

□地域計画の着実な実施のため、適切に管理を行うと共に、計画期間終了前の適切な時期に自己評価を行い、その結果を次期計画に反映させることが望ましい。

□個々の措置等の進捗状況を踏まえ、計画全体の評価を行うことが有効。

□地域の実情に応じて適切な指標を設定した上で評価を行うことが考えられる。

□必要に応じて、様々な関係者が参画する協議会などの評価を反映させることも有効。

□計画期間の途中で中間評価を実施することも計画の進捗管理を行う上で有効であり、中間評価の結果によっては計画の見直しを行うことも考えられる。

3. 本市における文化財保存活用地域計画の進捗管理について

■宗像市文化財保存活用地域計画（P131・132 より抜粋）

□計画、実行、評価、改善からなる PCDA サイクルによって適切に実施する。

□予算を投じる必要がある事業については、前年度までに実施計画を策定し、予算を投じる必要のない事業についても、同様に取り扱い、関わる人々と十分な協議を行う。

- 事業は、文化財部局だけでなく、関わる人々の連携・協働・協力により実施する。
- 評価に際しては、進捗管理シートを作成するなどし、計画全体の進捗管理を行う。
- 計画の進捗は、単年度ごとに文化財保存活用地域計画協議会と文化財保護審議会に報告し意見を求める。
- 中長期的視点による評価を取り入れるため、5年が経過した時点で中間評価を行う。
- 計画期間の終了時には10年間の評価総括を行う。
- 問題や課題が明らかになった事業は、適宜、改善見直しを行う。
- 災害等の発生などにより保存・活用について問題が生じた場合や、進捗に変化が生じた場合には、文化財保存活用地域計画協議会に諮った上で柔軟に計画を変更・修正する。

4. 進捗管理シートについて

- シートは単年度ごとに作成する。
※ただし、令和3年度（計画認定初年度）は令和4年度と含めて作成する。
- シートの作成に際しては、「歴史的風致維持向上計画」「世界遺産のあるまちづくり計画」等の関連計画の進捗管理を活用しながら、整合のとれたものとする。
- 本計画の進捗管理は「歴史的風致維持向上計画」の進捗管理（主にハード事業）では、見えづらい取組（ソフト事業）を中心に記載する。
- シートは以下の3項目で構成する。
 - 1) 方針別シート
 - ・4つの基本方針ごとに事業を整理し、写真や資料等を用い当該年度の代表的な取組みを記載する。（方針：P111～118 取組：P121～）
 - ・可能な限り定量的評価を行う。
 - ・実施にあたっての課題や対応など、自己評価を記載する。
 - 2) 効果シート
 - ・国の指針に基づき、適切な指標を設定した上で写真や資料等を用い、評価を行う。
(例：住民意識等)
 - ・実施にあたっての課題や対応など、自己評価を記載する。
 - 3) コメントシート
 - ・文化財保存活用地域計画協議会と文化財保護審議会から出された意見を記載する。